

令和8年2月10日

提言書案及び意見書案の新旧対照表

○ 豊かで美しい三重の海づくり調査特別委員会提言書（案）

(傍線部分は修正部分)

修正案	令和8年1月19日委員会時点
<p>1 はじめに (略)</p> <p>2 提言 (1) 順応的な自然環境への働きかけ —生き物が暮らす観点での海洋環境保全の循環の構築— (中略)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④漁場改善に向けた河川や沿岸部における健全な水循環の維持・回復の推進 【提言】 ○漁場改善に向けて、浚渫や海底耕耘等の必要性を検討すること ○河川整備にあたっては、設計の段階から多自然川づくりの考え方を踏まえて取組を進めるとともに、グリーンインフラを導入した流域治水を積極的に推進するため、様々な機関と連携し、必要に応じて技術的支援を行うこと ○<u>水源涵養の観点から、漁業者等による森林づくりへの支援も含めて森林の保全に取り組むこと</u></p>	<p>1 はじめに (略)</p> <p>2 提言 (1) 順応的な自然環境への働きかけ —生き物が暮らす観点での海洋環境保全の循環の構築— (中略)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④漁場改善に向けた河川や沿岸部における健全な水循環の維持・回復の推進 【提言】 ○漁場改善に向けて、浚渫や海底耕耘等の必要性を検討すること ○河川整備にあたっては、設計の段階から多自然川づくりの考え方を踏まえて取組を進めるとともに、グリーンインフラを導入した流域治水を積極的に推進するため、様々な機関と連携し、必要に応じて技術的支援を行うこと</p>

(背景)

海域がきれいになっているにもかかわらず、貧酸素水塊は現在も発生しているが、沿岸部の流況の改善が解決策となる可能性があり、河川や沿岸部における健全な水循環の維持・回復に向けて取組を進める必要があると考えられる。

このため、漁法がもたらす影響も含めて海の底質環境を把握し、浚渫や海底耕耘等の必要性を検討しながら、漁場改善の取組を進めることが重要である。

また、水の循環については、生態系ネットワークの重要な基軸であり、利用できる水資源の総量も意識しつつ、治水・利水・環境などの多様な機能の調和が確保された河川や、海底湧水の発生源となる地下水の循環が健全な状態に保たれるよう取り組むことが重要である。

このため、生物の生息等への配慮も含めて、グリーンインフラ技術を導入するなど、自然を生かした流域治水を積極的に推進し、豊かな海づくりにも資する河川環境のマネジメントや地下水の涵養につながる取組を行うことが重要である。

(2)～(3) (略)

(背景)

海域がきれいになっているにもかかわらず、貧酸素水塊は現在も発生しているが、沿岸部の流況の改善が解決策となる可能性があり、河川や沿岸部における健全な水循環の維持・回復に向けて取組を進める必要があると考えられる。

このため、漁法がもたらす影響も含めて海の底質環境を把握し、浚渫や海底耕耘等の必要性を検討しながら、漁場改善の取組を進めることが重要である。

また、水の循環については、生態系ネットワークの重要な基軸であり、治水・利水・環境などの多様な機能の調和が確保された河川を通じた水の循環が健全な状態に保たれるよう取り組むことが重要である。

このため、生物の生息等への配慮も含めて、グリーンインフラ技術を導入するなど、自然を生かした流域治水を積極的に推進し、豊かな海づくりにも資する河川環境のマネジメントを行うことが重要である。

(2)～(3) (略)

○ 豊かで美しく親しみのある海づくりの推進を求める意見書案

(傍線部分は修正部分)

修正案	令和8年1月19日委員会時点
(前略)	(前略)
1 (略)	1 (略)
2 現在検討を進めている水質汚濁防止法に係る「総量管理制度」については、栄養塩類増加措置の実施者に対して総量規制基準の適用を除外することができる制度にするとともに、地域において行うモニタリングの状況等に応じて栄養塩類管理計画の改定を柔軟に行うことができるよう制度を設計するなど、順応的管理の取組への支援を行うこと。	2 現在検討を進めている水質汚濁防止法に係る「総量管理制度」については、栄養塩類増加措置の実施者に対して総量規制基準の適用を除外することができる制度にするとともに、地域において行うモニタリングの状況等に応じて栄養塩類管理計画の改定を柔軟に行えるよう制度を設計するなど、順応的管理の取組への支援を行うこと。
3 (略)	3 (略)
4 海域における生物の豊かさに影響を与える要因である栄養塩類の不足、赤潮、 <u>貧酸素水塊</u> 等が海域において生じる生態系のメカニズムについて調査及び研究を進め、漁業被害を軽減するための技術開発を推進するとともに、地域で実施される栄養塩類供給の取組、流況改善、底質改善の取組等への財政的及び技術的支援を行うこと。	4 海域における生物の豊かさに影響を与える要因である栄養塩類の不足、赤潮 <u>及び</u> 貧酸素水塊等が海域において生じる生態系のメカニズムについて調査及び研究を進め、漁業被害を軽減するための技術開発を推進するとともに、地域で実施される栄養塩類供給の取組、流況改善 <u>及び</u> 底質改善の取組等への財政的及び技術的支援を行うこと。
5～6 (略)	5～6 (略)
7 地方公共団体が多自然川づくり及びグリーンインフラを導入した流域治水 <u>を推進する</u> ために <u>必要な</u> 財政的及び技術的支援を行うこと。	7 <u>自治体</u> における多自然川づくりの <u>推進</u> 及びグリーンインフラを導入した流域治水の <u>推進</u> のための財政的及び技術的支援を行うこと。
8 (略)	8 (略)

<p>9 漁場改善に向けた河川及び沿岸部における健全な水循環の維持及び回復を図る観点から、基盤情報となる河川及び沿岸部における流況、<u>水質、水温、海底湧水等</u>の状況を的確に把握し、<u>その上で</u>海底湧水を保全する取組への支援等の必要な対策を講じる仕組みを構築すること。</p>	<p>9 漁場改善に向けた河川及び沿岸部における健全な水循環の維持及び回復に係る取組として、基盤情報となる河川及び沿岸部における流況<u>や</u>水質、水温、海底湧水の状況等を的確に把握し、海底湧水を保全する取組への支援等の必要な対策を講じる仕組みを構築すること。</p>
<p>10 国内で行われる海づくりに関する情報の共有及び連携の強化につながるよう、海づくりに関するネットワークを充実させるとともに、当該ネットワークへの支援を行うこと。</p>	<p>10 国内で行われる海づくりに関する情報共有及び連携の強化につながるよう、海づくりに関するネットワークを充実させるとともに、当該ネットワークへの支援を行うこと。</p>
<p>11～13 (略)</p>	<p>11～13 (略)</p>
<p>14 漁業者の生業を守り、<u>並びに</u>漁業従事者の確保及び経営の安定化を図るため、災害により被害を受けた時又は長期にわたる不漁の時における漁業設備への投資及び維持に係る経済的負担を軽減する方策について検討すること。</p>	<p>14 漁業者の生業を守り、漁業従事者の確保<u>や</u>経営の安定化を図るため、災害により被害を受けた時又は長期にわたる不漁の時における漁業設備への投資及び維持に係る経済的負担を軽減する方策について検討すること。</p>
<p>15～16 (略)</p>	<p>15～16 (略)</p>
<p>17 地方誘客を促進する観点から、海又は漁村を活用した観光プログラムの開発、プロモーションの促進等への支援並びに地域におけるクルーズ船の誘致促進のためのプロモーション及び寄港地を起点とした観光消費の促進の取組への支援を行うとともに、誘致できる船舶の種類を多様化できるよう、寄港地の受入環境整備への支援を行うこと。</p>	<p>17 地方誘客を促進する観点から、海又は漁村を活用した観光プログラムの開発、プロモーションの促進等への支援、<u>並びに</u>、地域におけるクルーズ船の誘致促進のためのプロモーション及び寄港地を起点とした観光消費の促進の取組への支援を行うとともに、誘致できる船舶の種類を多様化できるよう、寄港地の受入環境整備への支援を行うこと。</p>
<p>(以下、略)</p>	<p>(以下、略)</p>